

診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・10月の診療予定

総合診療内科	午前 月から金曜日(午前11時までの受付)
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日(午前、午後診療いずれも完全予約制)
循環器内科	午前 月から金曜日 (初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ) 午後 月、木、金曜日 (初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ)
消化器内科	午前 17日(金)、31日(金)(午前11時までの受付) 午後 17日(金)、23日(木)、31日(金)(完全予約制)
呼吸器内科	午前 金曜日(午前11時までの受付) 午後 木曜日
神経内科	午前 10日(金)、24日(金)
総合診療(外科)	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 20日(月)(午前11時までの受付) 今年度から曜日変更になりましたので、ご注意ください。
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日(午後3時～午後4時の受付)
泌尿器科	午前 月から水、金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日(初診は完全予約制) 午後 月、火、水曜日(完全予約制)
産婦人科	午前 7日(火)、20日(月)、21日(火)(午前11時までの受付) 午後 6日(月)、20日(月)
耳鼻咽喉科	午前 1日(水)、8日(水)、9日(木)、14日(火)、15日(水)、22日(水)、 23日(木)、28日(火)、29日(水)(午前11時までの受付) 午後 8日(水)、22日(水)
眼科	午前 2日(木) (予約以外の初診受付午前11時まで) 午後 1日(水)、15日(水)、22日(水) コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方は、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分(初診の方は、9時00分～)

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間(定期患者のみ) 午後1時00分～午後4時00分

インフルエンザワクチン予防接種について

◎電話受付による完全予約制です。

◎ワクチンは数に限りがありますので、ご了承ください。

●高齢者および一般の方

1. 予約受付期間：10月1日(火)から予約予定人数到達まで
2. 予約受付時間：月曜日～金曜日 13時から15時まで
3. 接種期間：11月4日(火)から27日(休)まで(予定)
4. 接種日当日の受付時間および接種時間：9時～11時、14時30分～、15時～、接種日・時間などはお問い合わせください。

※予約キャンセルは、接種日前日の15時までで、必ず連絡するようお願いいたします。



●小児科

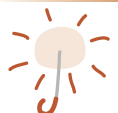
1. 予約受付期間：10月1日(火)から10月31日(金)まで
⑤11月以降は受付できません。
2. 予約受付時間：月曜日～金曜日 15時から16時まで
3. 接種期間
1回目 11月 4日(火)から11月21日(金)まで
2回目 11月25日(火)から12月12日(金)まで
※原則、1回目の3週間後に2回目の接種となります。
4. 接種日当日の受付時間および接種時間
①受付時間：月曜日～金曜日 16時30分から16時45分まで
②接種時間：月曜日～金曜日 16時30分から17時まで
※小児科の予約キャンセルは、月～金曜日の13時から15時までの間に、必ず連絡するようお願いいたします。

★★★発熱外来について★★★

看護職員等募集しております。詳しくは病院局のWebまたは下の二次元コードへ

熱やせき、のどの痛みなどかぜ症状がある方は来院前に必ずお電話ください。(受付時間：8:45～13:00)

感染症検査については、まん延時、医療体制の維持を目的として重症化リスクの高い患者様に限定した検査体制となることがありますのでご了承ください。



法テラス

●お問い合わせ

法テラス江差通信
TEL 050-3383-5563
法テラス江差法律事務所
(第182号)

～離婚後の子の養育に関する民法等改正について～

令和6年5月、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の改正がなされました。この改正法による運用は、令和8年5月までにスタートする予定です。改正の目的は、父母が離婚した後も子どもの利益を確保することにあるようです。

今回の民法等の主な改正点は次の4つであると私は考えます。①父母が、親権や婚姻関係の有無に関わらず、子どもを養育する責務を負うなど親の責務に関するルールが明確化したこと。②父母の離婚後の親権に関するルールの見直し(いわゆる離婚後共同親権制度の導入)。③養育費の支払確保に向けた見直し。④安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し(父母以外の親族と子どもの交流に関するルール設定など)。なお、この他にも財産分与などいくつかの点で改正があります。

この中で特にインパクトのある改正点は、やはり②の離婚後共同親権制度の導入に関するものだと思えます。離婚後も父母双方が親権者となることができるという共同親権制度は、これまで日本では存在しなかった新しい制度になります。裁判になった場合にどの程度共同親権が認められるのか、実際に共同親権となった場合にどのような問題が生じるのか、逆に子どもにとってどのようなメリット・デメリットがあるのかといったさまざまな論点がありますが、実際に制度が始まらないといわれない部分があります。

併せて重要な改正だと私が思うのは、③の養育費の支払い確保に向けた改正です。この改正により(1)養育費の取り決めに基づく民事執行手続が容易になりました。また、(2)養育費について取り決めがなくとも離婚後に引続き子どもの監護を主として行う父母は、他方に対して一定額の「法定養育費」を請求することができるようになります。「法定養育費」の額がいくらになるのかは、今後法務省令によって定められるようです。さらに、(3)養育費に関する裁判手続きの利便性が向上しました。具体的には、家庭裁判所が当事者に対して収入情報の開示を命じることができるようになったり、民事執行手続にて複数の手続き申請を1回の申立てでできるようにしたりします。これらの改正により養育費の支払い確保がかなり容易になるように思われます。このあたりも今後の裁判所の動向に注目していきたいです。

以上のとおり、今回の民法等改正は日本の離婚事件実務に大きな影響を与えることになると思われます。12月の広報では今回の改正が改正前になされた離婚手続にどのような影響を与えるのかについて話したいと考えています。

ご相談のご予約は、
050-3383-5563
までお願いいたします。
(法テラス江差)

弁護士 樋口 直久

上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203